

●香川県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年9月13日から同年10月3日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市豊中町岡本字木の本東 1598番6地先から 三豊市豊中町岡本字原下1297 番21地先まで	前	3.7~26.3	133	道路局部改修工事による 仮設道の設置
	後	5.0~28.8	133	
		5.4~18.0	82	

- 4 供用開始の期日 令和4年9月13日